

# 海外実地調査 の結果について

イギリス・スイス・オランダ・ドイツ・オーストラリア（ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州）・アメリカ（イリノイ州、アイオワ州）・カナダ（オンタリオ州）の9の国・州を対象に実地調査を実施した。

## ○実車試験関係

- オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）及びアメリカ（イリノイ州）では、**原則として一定の年齢以上の者全員**に対して、実車試験を実施している。
- アメリカ（アイオワ州）及びカナダ（オンタリオ州）では、**認知機能に関する検査の結果等を考慮し、一部の者を対象**とした実車試験を実施している。

### 海外実地調査結果(実車試験制度について)

	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)	アメリカ (イリノイ州)	アメリカ (アイオワ州)	カナダ (オンタリオ州)
	原則として全員を対象		認知機能に関する結果等を考慮	
実車試験の 対象者	○85歳以上の者(2年毎) ※限定条件付免許を受けた者は免除される。	○免許証の更新を受けようとする75歳以上の者	①医師・警察・家族からの通報等から実車試験の実施が必要と認められる者 ②72歳以上の者で、更新手続における状況(認知機能に関する質問の回答等)から判断して、実車試験の実施が必要と認められる者	①80歳以上の者で、認知機能に関する検査及び違反歴により、実車試験の実施が必要と認められる者 ②70歳以上の者で、交通事故を起こした者 ③一定の病気等にかかっている者で実車により安全な運転が可能かを判断する必要がある者
実車試験の 内容	基本的な車両の操作ができているか、走行位置を遵守しているか、走行速度を遵守しているか、危険物を特定し適切に反応しているか、周囲の状況を確認しているかといった項目について、新規取得時の試験よりも緩やかな基準で判定している。	新規取得時と同内容の試験(右左折、方向転換、信号での確実な停止等)を実施する。	新規取得時と同内容の試験(右左折、坂道での停止・発進、信号での停止等)を実施する。	①第1段階免許(G1)から第2段階免許(G2)になる試験と同内容の実車試験を実施する。 ②第2段階免許(G2)から条件無し免許(G)になる試験と同内容の実車試験を実施する。 ③②の実車試験又は、作業療法士及び運転指導員が同乗して詳細な運転評価(Functional Assessment)を実施する。

## ○ 限定条件付免許関係

- 調査対象国のうちドイツ、スイス、オランダ、オーストラリア（ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州）、アメリカ（イリノイ州、アイオワ州）の7の国・州で、高齢者等を対象として運転することができる時間帯や場所等についての限定条件付免許を導入している。一部の限定（視力による時間帯限定等）を除き、具体的な基準・要件は定めておらず、運転免許当局が、医師の判断や実車試験の状況等を踏まえて個別に条件の必要性や内容等を判断している。
- また、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）では、自主的な申請に基づく限定条件付免許もあり、この限定を受けることにより実車試験（85歳以上の者が対象）が免除される制度となっている。

海外実地調査結果（限定条件付免許制度について）

	イギリス	ドイツ	スイス	オランダ	オーストラリア		アメリカ		カナダ (オンタリオ州)
					ビクトリア州	ニューサウスウェールズ州	イリノイ州	アイオワ州	
時間帯限定条件	×	○	○	○	○	○	○	○	×
場所限定条件	×	○	○	△ (制度は存在するが非常に稀)	○	○	○	○	×
備考	時間帯・場所に関する限定条件付免許はない。 ※身体障害を有する者等を対象とした車両の限定はある。	医師、心理学者による診断、実車試験の結果等に基づき、条件の要否や内容について判断される。	医師による診断、実車試験の結果等に基づき、条件の要否や内容について判断される。 ※医師は、運転適性を診断する専門性により4段階に区分されており、一定の基準に従ってそれぞれ段階の医師が判断する制度となっている。	医師による診断、実車試験の結果等に基づき、条件の要否や内容について判断される。 自宅から半径●Km圏内等のように場所を限定する制度は存在するが、その限定が必要と判断されるケースは非常に稀である。	医師による診断、実車試験の結果等に基づき、条件の要否や内容について判断される。 自主的な申請に基づき、「必要な外出」に限定する免許を受けることができ、この限定を受けた者が、85歳以上の免許保有者が義務付けられている実車試験を免除される。	医師による診断、実車試験の結果等に基づき、条件の要否や内容について判断される。 人口3,500人未満の町に限り目的地（病院、教会等）を限定した免許を受けることができる。その場合、75歳以上の者全員が免許証更新時に義務付けられる実車試験は、試験場等ではなく自宅周辺で行う。（実車試験が免除されたり、合格基準が緩和されるのではない。）	医師による診断、実車試験の結果等に基づき、条件の要否や内容について判断される。	高齢者向けの時間帯・場所に関する限定条件付免許はない。しかし、違反歴等から80歳以上の一部の者が免許証更新時に義務付けられている実車試験において不合格となった場合、再受験で合格するまでの間、第1段階免許（G1）となる。 ※免許の新規取得の際には、条件付き（0～5時の運転禁止等）のG1、G2免許を段階的に取得した後、条件なしのG免許を取得する制度となっている。	